

法務局に

預けて安心!

白筆証書遺言書保管制度

詳しい内容については

松江地方法務局

供託課

出雲支局

浜田支局

益田支局

西郷支局

にお尋ねください。

遺言書の保管の
申請には手数料

3,900円

がかかります。

あなたの
大切な遺言書を
守ります



遺言書ほかんガル

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

▶ 手続には予約が必要です

法務局手続案内予約サービス専用ページ

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

※電話での相談予約も可能です。



松江地方法務局

☎ 0852-32-4200

<http://houmukyoku.moj.go.jp/matsue/>

